

# **JF共済の建物補償における リスク分散、損害調査・引受の実務、参入意向**

全国共済水産業協同組合連合会

# 1. リスク分散について

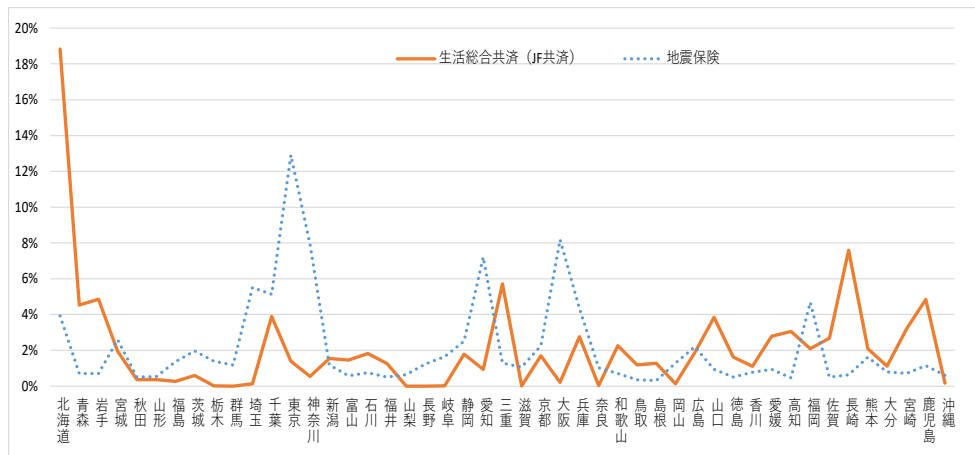
## リスク分散

- 漁協と共水連（全国共済水産業協同組合連合会）の共同元受方式により事業を実施している。漁協は、普及・推進、契約締結、事故受付等を行い、共水連は、制度開発、引受審査、責任準備金の積立・運用、共済金の支払等を行う。共済金の支払責任は共水連が100%保有している。
- 共水連では、リスク分散の一環として、保有責任の一部について再保険を実施している。

## 地域ごとの加入状況

- 沿海地区の漁協に所属する組合員や地域住民が中心となっていることから、主に沿海39都道府県に契約が分布している。
- 特に漁業生産高が大きく、漁業者も多い北海道の割合が高くなっており、地震保険の分布と比べると、保険料水準の高い地区の割合が低くなっている。

（図）生活総合共済と地震保険（都道府県別、地震保険等地区別）の契約占率



地震保険		契約占率	
等地区分	保険料水準	地震保険	生活総合共済
1等地	低	38%	68%
2等地	中	25%	19%
3等地	高	37%	13%

（注1）生活総合共済と地震保険の都道府県別、等地区別の契約占率を計上したもの。

（注2）2024年度末時点。

（出典）地震保険は地震保険統計（損害保険料率算出機構HP）より作成。

## 契約者の範囲

- ・正組合員：①組合の地区内に住所を有し、かつ、定款で定める日数を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民  
②地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合  
③地区内に住所又は事業場を有する中小規模の漁業法人等
- ・准組合員：正組合員の資格を有しない漁民、組合員の同一世帯者、水産加工業者など（水産業協同組合法第18条）
- ・員外利用の制限：組合員及び他の組合の組合員の利用する総額を超過してはならない。（水産業協同組合法第11条）

## 2. 引受の実務について

- 生活総合共済の引受にあたっては、建物の状況を確認するための物件確認を行うとともに、共済掛金率を正しく適用するため、適正な引受のための措置を講じている。
- 損害保険会社と同様に、2007年に地震保険料控除制度が導入されたことに伴い、控除額の証明書の発行等を実施している。

### 契約時の書類取得

- 地震保険のような建築年等による割引制度はないが、物件構造で共済掛金率は区分されていることから、共済掛金率を正しく適用するため、契約申込書作成時に告知事項として建物の構造（支柱、屋根、外壁等）の確認を行っている。

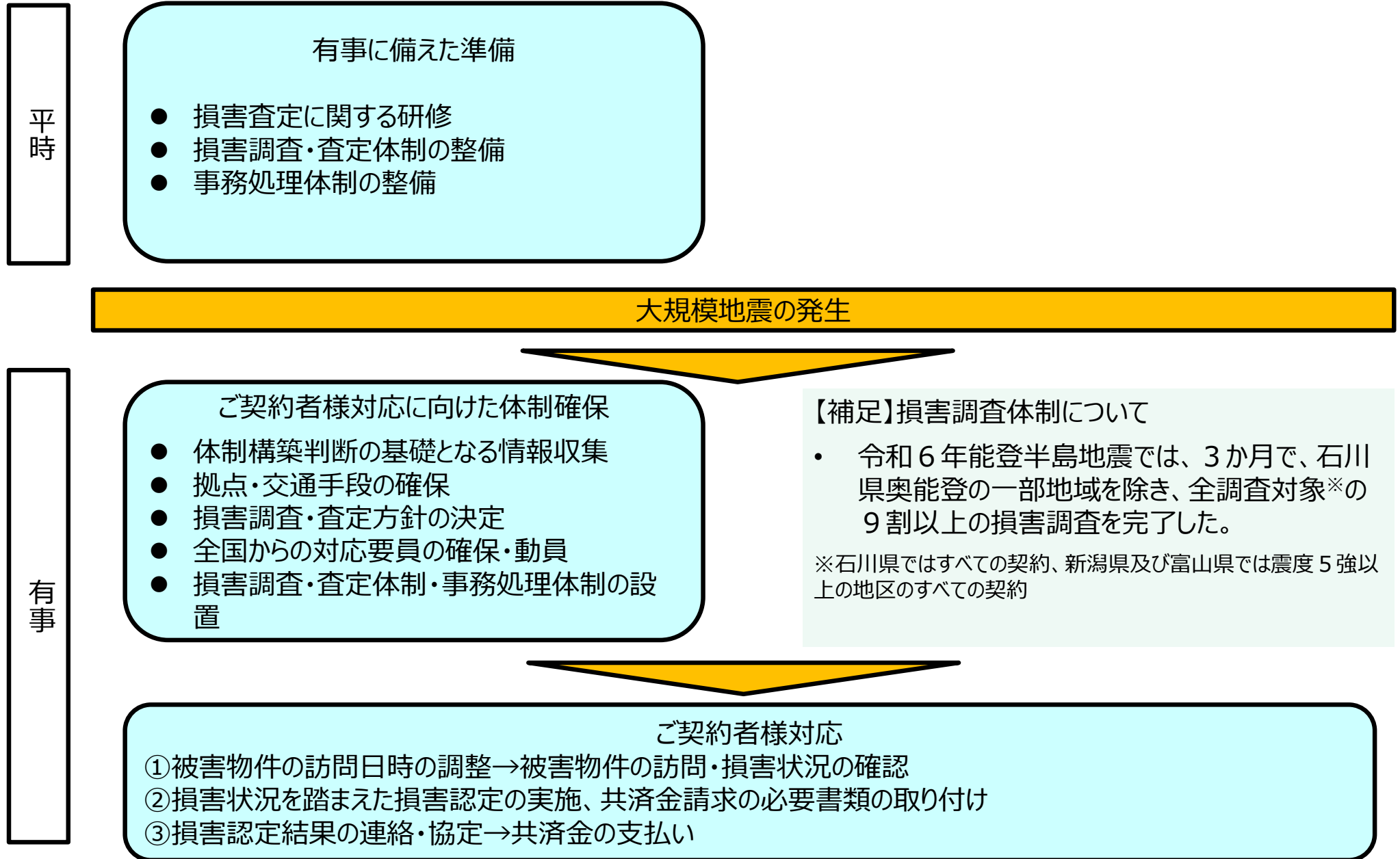
### 地震発生直後の引受時の対応

- 生活総合共済の引受では、損害が発生している建物について、原則、損害調査や修理・復旧後に引受を行っている。
- ただし、地震発生直後は損害調査や修理・復旧に相当の期間を要するため、損害が発生している建物の引受を行う場合には、既に発生している損害に対して共済金を支払わないよう、損害箇所の確認等の取組みを行っている。

### 地震保険料控除制度への対応

- 生活総合共済のうち、居住の用に供する建物および生活用動産については、地震保険料控除制度の対象である。

### 3. 損害調査の実務について (1/2)



### 3. 損害調査の実務について (2/2)

#### 損害調査

##### 建物

- ❑ 支払査定取扱要領に基づき損害割合※1を算出する。
- ❑ 原則として、「主要構造部※2の被害程度による認定基準※3」に基づき、損害認定
- ❑ 全損認定の基準に該当する場合は全損とする。
- ❑ 土盛・排土の処理が必要な場合には定められた方法で損害割合を算出し、加算する。

※1 損害割合とは、共済価額に対する損害の額の割合（損害の額÷共済価額）である。

※2 建築基準法第2条第5号に掲げる主要構造部および同法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上必要な部分をいう。

※3 その他、「床面積の焼失・流出割合による認定基準」、「床上浸水等による認定基準」がある。

##### 家財

- ❑ 代表品目（「衣類及び見回品」、「寝具」、「家具什器」の3分類）に着目し、被害程度を調査

#### 【大規模災害時等の特別な取組み】

- ❑ 東日本大震災時の対応

福島県の立ち入り禁止地区を中心に、グーグルアースの人工衛星写真と国土地理院の地図等の位置情報等により契約物件とマッチングを行い、建物の流出が確認できた場合は、損害調査・写真撮影を省略し、全損扱いとして認定した。

## 4. 共済団体の参入意向について (1/2)

### 参入意向

- 参入意向あり
- 指定の基準や申請先、必要書類等の申請ルール等が明確にされ次第、申請に向けた準備（具体的な共済の仕組改訂、システム改修等の検討）に着手

### <参入を希望する背景・理由>

#### JF共済（生活総合共済）のこれまでの地震補償の取組み

- JF共済の生活総合共済は、1978（昭和52）年より地震補償を含む自然災害補償を開始して以来、自然災害はいつ・どこでも発生する可能性があることを踏まえ、補償漏れを生じさせないよう、組み込みで全国的（沿海地区）に補償提供してきた。
- また、共済を通じて「協同の財産」をあらかじめ準備するとともに、海外再保険によるリスク分散等を通じて、可能な範囲で地震補償の充実に努めながら、地震大国日本において、他の保険会社・共済団体とともに国民の地震補償を支える基盤の一翼を担ってきた。
- このような状況のもと、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災においては、想像をはるかに超えた津波が容赦なく漁村を飲み込み、東北・北関東地方の太平洋沿岸は壊滅的惨状となった。
- その再建には個人や民間レベルでは困難であることから、2011（平成23）年4月に「漁村地域の住宅の地震・津波災害への備え、補償需要に応えるため、JF共済の生活総合共済・火災共済の地震保険加入」についての要望書を水産庁長官へ提出した。
- 2011（平成23）年5月には、自民党「復興への道標 東日本巨大地震・津波災害及び原発事故対策に関する第3次提言」の中に「12 漁業者の住宅などに対する共済制度を充実するための国の支援（国の地震保険の活用）を行うこと」が明記された。
- 上記により、地震保険の活用について水産庁の支援を得ながら、関係省庁や関係団体との協議を実施してきたものの、実現には至っていない。

#### 能登半島地震を踏まえた課題と教訓

- 生活総合共済での地震補償額では建築費の高騰等もあり、生活再建に必要な資金が賅えないといった組合員等利用者の声が多数寄せられており、地震・津波に対する補償ニーズはさらに高まっている。
- しかしながら、JF共済が単独でこれまで以上に地震・津波リスクを保障することは限界がある。

#### 地震補償を取り巻く状況

- 南海トラフ地震や首都直下地震など、近い将来に大規模地震の発生が危惧されている。
- 一部の保険会社では、独自の地震補償と地震保険を組み合わせるなど、被災後の生活再建を見据えた取組みが進められている。（地震保険で最大50%、独自の地震補償で最大50%を保障）

#### 参入による被災者の生活の安定への寄与

- 生活再建のための補償充実を求める被災者の声への対応や大規模地震への備えの充実は、**保険・共済に共通する喫緊の課題**であり、JF共済としても、**地震保険を活用することで「政府再保険を前提としたさらなる安心の提供」と「地震保険の充実」に取り組み、これまで以上に被災者の生活の安定・再建に貢献してまいりたい。**
- この取組みにより、保険・共済全体で**地震保険のより一層の普及促進**を図り、「被災者の生活の安定に寄与する」という地震保険法の目的を実現していく。

## 4. 共済団体の参入意向について (2/2)

### <活用イメージ>

地震保険の活用方法	生活総合共済（地震補償を有する）に対して、現行の地震保険を原則自動附帯する。
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活総合共済に附帯する地震保険は、保障内容・料率、限度額、対象物件等、現行の地震保険の内容と同一とする。</li> <li>② 地震保険の附帯は、新規契約からとする。（既契約には附帯しない）</li> <li>③ 生活総合共済は、住宅・家財以外も引受け対象となるが、地震保険を附帯可能とするのは住宅・家財のみとする。</li> <li>④ 住宅・家財の新規契約は、地震保険を附帯可能な共済のみ販売する。</li> </ul>

### <補足>

【活用イメージ】 ・生活総合共済（地震補償有）に地震保険を原則自動附帯	【参考・一部損保の実施イメージ】 ・火災保険（地震補償なし）に地震保険を原則自動附帯 ・独自の地震補償を上乗せ
<p>(共済：生活総合共済の例)</p> <p>補償内容・料率、限度額、対象物件等は、現行の地震保険の内容と同一</p>	<p>補償内容・料率、限度額、対象物件等は、現行の地震保険の内容と同一</p>

【活用イメージ】により、自然災害リスクに対する漏れのない補償提供と政府再保険を前提としたさらなる安心の提供等に取り組む。

なお、以下の観点から保険料の低廉化を図ることが可能と考える※。

- ① 新たに共済が参入することで地震保険の契約規模は増加する。
- ② 地震保険・生活総合共済の地震補償は最大50%・30%保障に留まっていることに加え、地震保険は原則自動附帯であることから、付帯率は一定確保可能であり、上記①とあわせて、地震保険の固定費の分散は図られる。
- ③ 地震発生時には生活総合共済とあわせて支払い対応が可能となるため、地震保険の効率的な事業運営は図られる。

※ 第2回勉強会の資料2（日本損害保険協会）では、「現行制度では、火災保険に地震保険を原則附帯し、補償範囲の重複する他の地震補償は販売しないことで、効率的な事業運営や固定費の分散による保険料の低廉化を図ってきた」との記載があるが、上記活用イメージも、保険料低廉化は可能と考える。